

介護保険施設等の整備（案）について

1 第7期介護保険事業計画における介護保険施設等の整備状況について

(1) 第7期整備方針について

自然体推計による介護需要増加に加え、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、地域医療の提供体制を整備することを目的として兵庫県が策定した地域医療構想・保健医療計画に位置付けられた療養病床から介護保険施設や在宅医療への転換が促進されたことに伴う追加的介護需要を見込み、整備方針を定めた。

そこで、居住系サービスとして、待機者のあった認知症対応型共同生活介護を27床、特定施設入居者生活介護（混合型）について130床の整備を行い、居宅系サービスとして、看護小規模多機能型居宅介護を3か所の整備を行った。

しかしながら、市の被保険者が優先的に入所できる地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）については、116床の募集を行ったものの、人材の確保や施設整備のための土地取得が困難である等の理由から整備計画に対し未達成となった。

(2) 第7期介護保険事業計画値及び実績値について

	実績値			計画値		
	平成30年	平成31年	令和2年	平成30年	平成31年	令和2年
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	1,120床	1,120床	1,120床	1,120床	1,120床	1,120床
地域密着型介護老人福祉施設 （地域密着型特別養護老人ホーム）	87床	87床	87床	87床	145床	203床
介護老人保健施設	596床	596床	596床	619床	619床	619床
介護療養型医療施設	0床	0床	0床	32床	32床	32床
認知症対応型共同生活介護	339床	330床	366床	327床	345床	363床
特定施設入居者生活介護（混合型）	444床	524床	574床	444床	524床	574床
小規模多機能型居宅介護	13か所	11か所	11か所	15か所	16か所	17か所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4か所	4か所	4か所	3か所	4か所	5か所
看護小規模多機能型居宅介護	2か所	4か所	5か所	3か所	4か所	5か所

* 令和2年度実績値については、整備予定分を含む。

* 介護老人保健施設について、平成30年度内に定員変更が生じ、実績値が計画値から23床減となった。

* 介護療養型医療施設は令和6年3月末で廃止が予定されており、市内2施設が医療機関等へ転換済。

2 明石市における介護保険施設の状況等（令和2年8月時点の利用状況）

(1) 明石市における介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の状況について

項目	市内施設		入所者の要介護度別割合				
	設置数	定員数(人)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	15	1120	2%	5%	24%	40%	29%
地域密着型特別養護老人ホーム (地域密着型介護老人福祉施設)	3	87	1%	2%	31%	37%	29%

(2) 明石市におけるその他施設の状況について

項目	市内施設		入所者の要介護度別割合						
	設置数	定員数(人)	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護老人保健施設	7	596	—	—	11%	15%	27%	30%	17%
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	23	366	—	0%	23%	32%	24%	11%	10%
特定施設入居者生活介護(混合型)	9	524	11%	14%	20%	19%	13%	14%	10%

3 明石市における介護保険施設等整備の方向性

(1) 在宅介護実態調査による分析

在宅介護実態調査（令和元年6月3日～令和2年3月10日）において、「現時点での施設等への入所入居検討状況」では、「検討していない」が78.4%、「検討している」が18.9%、「すでに申し込みをしている」が2.8%といった結果となっている。

世帯類型別にみると、「入居・入所は検討していない」人の割合は、夫婦のみの世帯では82.6%、単身世帯では68.4%となっている。平成28年11月～平成29年3月に実施した同調査と比較すると、夫婦のみの世帯では変わりなく多くの方が在宅生活の継続を希望しているものの、単身世帯においては75.5%から7.1ポイントの減となっていることから、在宅介護の充実と併せて施設整備等を踏まえた支援体制づくりが必要と考えられる。

(2) 国県の施設等整備方針に基づく明石市整備計画における留意事項

① 認定者数推計に伴う自然増について

前期高齢者と比較して認定率の高い、後期高齢者の人口が増加傾向にあることから認定者数の増加が見込まれるため、それに伴う施設及び居住系サービスの需要増について整備を図る必要がある。

② 介護離職ゼロを目指した介護サービス基盤の整備

家族の介護を理由としてやむを得ず離職する者をなくすため、2025年、2040年度を見据えた中長期的な視野に立って、介護需要の見込みに合わせた過不足ない地域密着型等の介護サービスの基盤が整備できるよう努める。

③ 2025年、2040年度を見据えた整備

2025年度・2040年度における施設サービスの推計必要量について、待機者の状況や自立支援・重度化防止（介護予防）による要介護認定者数の推移等を勘案して見込むとともに、地域密着型介護老人福祉施設の整備だけでなく、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等を含め、バランス良く拡充を図る必要がある。

(3) 介護保険施設及び居住系サービスにおける整備計画の方向性

① 地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

令和2年度時点においては、特別養護老人ホームの入所待機者の内、174人が在宅で待機している状況である。要介護度が高い入所待機者に対しては、市内の被保険者が優先的に入所できる地域密着型老人福祉施設を整備することで、入所が必要であるにもかかわらず自宅待機する高齢者の解消を図る。

整備については土地の確保や介護人材の確保という課題があるため、市が土地の確保に向けた調整や介護人材の確保・定着に資する取り組みを行うことで、応募の促進を図る。

② 介護老人保健施設

在宅復帰を目的とした生活リハビリを行う施設として、軽中程度の要介護認定者の受け入れが特別養護老人ホームより高い状況となっている。

しかしながら、介護老人保健施設の入所待機者は、施設により格差はあるが、各施設5名程度となっていること、また、介護老人保健施設が在宅復帰を目指す施設であるため、在所期間が3か月から6か月程度であり、待機者の解消が早期に図られることから、整備の必要性は低いと考えられる。

③ 介護医療院

介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設であり、医療の必要な要介護者の長期療養・生活施設として中核的な役割を期待されているところであるが、現存の医療機関に対する調査において転換の意向がないことから、第8期計画においては整備予定を見込まない。ただし、療養病床からの転換希望を受け次第、整備に向けた支援を行う。

医療ニーズの受け皿については、看護小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備により充実を図る。

④ 認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は認知症の人のみを対象とした介護サービスであり、認知症施策推進大綱においても地域における認知症ケアの拠点としての役割を期待され

ている。市内認知症対応型共同生活介護の待機者は1施設当たり5名程度であること、また、在宅介護実態調査において、介護者が不安に感じる介護が「認知症状への対応」が35.0%を占めていることから、整備を進める必要がある。

⑤ 特定施設入居者生活介護

市内の特定施設入居者生活介護の指定を受けていない施設では、95%以上が要介護者となっており、かつ要介護3以上の要介護者が32%を占めている。こうしたことから、特定施設入居者生活介護は地域密着型介護老人福祉施設の代替サービスとしての役割が期待されており、整備を進める必要がある。

(特定施設入居者生活介護の指定を受ける施設の状況)

項目	市内施設		入所者の要介護度別割合						
	設置数	住宅戸数(戸)	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護付有料老人ホーム	4	232	11%	14%	20%	19%	13%	14%	10%
サービス付き高齢者向け住宅	5	292							

(特定施設入居者生活介護の指定を受けていない施設の状況)

項目	市内施設		入所者の要介護度別割合							
	設置数	住宅戸数(戸)	自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
住宅型有料老人ホーム	1	17	5%	7%	11%	23%	22%	14%	13%	5%
サービス付き高齢者向け住宅	18	602								

⑥ 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護

高齢者、認知症高齢者の希望等に応じ、在宅サービスの中心となる「通い」、「訪問」、「泊まり」の各サービスを総合的に受けることができるため、在宅介護が困難であった人が在宅で柔軟に介護サービスを受けることが可能となる。こうした利便性を踏まえ、整備を進める必要がある。

⑦ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は介護職員や看護師が定期的に訪問し、夜間・休日の随時対応も受けられるサービスであるため、排泄介助や食事介助など、日常生活の中で繰り返し介護が求められる重度の要介護者にとって安心できる在宅生活を支えるものとなっている。高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制の中核を担うサービスとして位置付けられており、整備を進める必要性が高い。